

私たち市民が作った条例がなくなる??

—『個人情報保護条例』の国家一元化—

2021年5月「デジタル関連6法案」が成立。『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』のなかの“個人情報保護法等”が改正され今年2022年4/1からは一部施行で個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人個人情報保護法の三本が一本化され「個人情報保護法」に、“個人情報保護委員会”に一元的に所管されることになりました。

そして来年2023年春全面施行に向けて“地方自治体の個人情報保護条例の国の法律への一元化”が動き始めています。個人情報保護委員会からは「個人情報保護法の規律の考え方」「ガイドライン」が出されてきました。

デジタル関連法の目的は、デジタルによる情報の一元化(管理)、ビックデータの利活用です。そのため特に個人情報保護規定がそれぞれの団体の違いから2000個問題とされデータ流通の障壁だとその是正が要求されています(個人情報保護ではなく民間企業の利活用のため)。

その流れの中で全国の地方自治体の持っている個人情報保護条例を国が作った個人情報保護法の趣旨にのもとに一元管理することが始まりました。

国(2005年から)よりも早い段階で各自治体(国立市1975年から)は自主的に個人情報保護のための条例を作り住民の情報を保護してきました。然るにそれぞれの条例を「一旦リセット」して法律の“施行条例”にしようとしています。個人情報保護委員会のQ&Aではなぜか各自治体の条例といわず「法施行条例」と記載しているのです。

主な項目でも「死者に関する情報」「議会の扱い」「要配慮個人情報について」「オンライン結合制限」「審議会の諮問」について、今自治体が規定している条例内容を今後は条例として規定することを認めないといった「条文解釈(ガイドライン)」が個人情報保護委員会から出されています。

各自治体の首長、市民、弁護士と多くの方々からこれでは地方自治の否定だし個人情報保護制度の劣化だと批判されています。このままでは私たち市民が作った条例がなくなってしまうのです。住民一人ひとりの判断が求められます。

«自治体の「自治の本旨」「条例制定権」「解釈権」と国の通知・技術的助言»

個々の項目の検討に入る前に今回の個人情報保護委員会が出している改正個人情報保護法解釈の“ガイドライン”が持つ法的効力は?各自治体の権限はいかなるものかを明らかにしましょう。

国と地方との関係は2000年の“地方分権一括法”によって国と地方自治体とは「対等」になりました。ですから“国の包括的な指揮監督権があり法令の解釈権についても地方自治体を拘束する制度である=機関委任事務は全廃されたのです。その結果地方自治体には”法令の自主解釈権”があるようになり、又、憲法92条の”地方自治の本旨”からも憲法94条の”条例制定権”が自治体の権利として認められているので

す。だから日弁連(2021年11/16 地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書)も主張するように”とともに地方公共団体の保有する個人情報の取り扱いは地方自治体に居住する住民に対する行政サービスを行う前提として行われている自治事務(地方自治法2条)なのです”。それ故”法令に基づいて…個人情報を利活用しようとする場合であっても、地方自治法に照らして国には地方自治体が地域の特性に応じて事務処理することや、地方自治体の自主性及び自立性への配慮が求められるのです”。

ですから国からの自治体への文書はこれまでのような「通達(機関委任事務のケース)」ではなくなり「通知(技術的助言)」として出されることになったのです。

にもかかわらず個人情報保護委員会は改正個人情報保護法の解釈としての「ガイドライン」を示し、多くの事柄について「自治体が条例で規定することは許容されない」と示したのです。

ではこの『ガイドライン』の法的効力はどのようなものなのでしょうか?

ガイドラインの中での記載では“個人情報保護委員会は個人情報保護法の一元的な解釈権限を有する”としながらも“ガイドラインとは規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すための資料”と。まさに『技術的助言』なのです。

以上の観点から鎌ヶ谷市の個人情報保護条例の内実が守れるかを見て見ましょう。

《鎌ヶ谷市の個人情報保護条例はどうなってしまうのか？……》

Q、個人情報保護施策の対象は議会に及ぶのか?

鎌ヶ谷市の条例:2条では議会も規制対象になっています。

国の個人情報保護法では:国会も地方議会も規制対象になっています。

個人情報保護委員会のガイドラインでは条例の中に規定することは認めない。別立てで議会が自律的に対応しなさいと。

*(藤代の考え方):議会においても住民の個人情報保護施策はとられるべきです。きちんと制度を作るべきです。

Q、「死者」についての個人情報保護規定は?

市の条例:個人情報の定義が“個人に関する情報であって特定の個人が識別され又、識別されうるもの”ですので死者の個人情報も入ります。

国の保護法:個人情報の定義は“生存する特定の個人に関する情報であって当該生存する特定の個人を識別することができる情報”と。

ガイドラインでは“個人情報保護条例には規定できません。個人情報保護制度とは別の制度として条例規定してください”と。

*何らかの方法で鎌ヶ谷市としては死者の個人情報保護制度を作る必要があります。

Q、要配慮個人情報については?

市の条例:7条“思想・信条及び宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報の収集はしてはならない”(原則収集禁止)

ただし例外として(1)法令条例又な規則に定めがあるとき(2)審議会の意見を聞いたうえで事務の目的達成のために必要があると認められるときは認めると保護規定をしています。

国の保護法: “信条・社会身分・病歴・犯罪歴・犯罪被害の事実・心身の機能障害・健康診断・医師の指導等”を要配慮個人情報に規定。

ガイドラインでは、“思想・宗教を条例で「条例要配慮個人情報」として規定することは可。しかし「取得・提供に関する独自規律は許容されないと。

*鎌ヶ谷市は収集原則禁止で審議会の意見を聴いて対応するということを規定しているが保護委員会はこれを「許容されないと」という。

鎌ヶ谷市は2020年10/15千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で「特定の個人情報の取得の必要性に疑義が生じた場合など専門的見地から意見を聞く可能性があるため」審議会に意見を聞く必要性があると答えています。

住民の個人情報保護のためには条例できちんと規律を制定しておくべきです。

Q、オンライン結合について?

国の保護法: オンライン結合についての規定なし。

ガイドラインでは、安全性確保を実施しているから「条例で情報の取り扱いを特に制限することは許容されないと」と。

市の条例: 9条の2、オンライン結合について「法令等に定めのあるとき、公益上の必要性その他相当の理由がありかつ、個人情報保護のために必要な措置が講じられないと認められる場合でなければオンライン結合により外部提供をしてはならない」「オンライン結合による外部提供をしようとするとき…審議会の意見を聽かなければならぬ」と。

又、県への照会回答で鎌ヶ谷市はオンライン結合について審議会の意見を聞く必要性を「特定の個人情報の取得の必要性に疑義が生じた場合など専門的見地から意見を聞く可能性があるため」と答えています。

*条例規定は許容されないとガイドラインで個人情報保護委員会は言っているが、日弁連(11/16 意見書)は指摘します「…オンライン化における安全性の確保はデジタル社会を成立させるための基盤であり、原則禁止はそのような基盤に資する制度である。デジタル社会を進める上でどのような規制が望ましいかは検討、改善し続ける課題であり地方自治体がオンライン結合について規制を設けることを全面的に禁止することはこれまでの地方自治体の実績を否定し、デジタル社会におけるリスクを増大させ個人情報保護の後退をもたらすものである」と。

鎌ヶ谷市は条例でオンライン結合について制限を規定すべきです。

Q、審議会への諮問について?

鎌ヶ谷市の条例: 7条2項要配慮個人情報の収集について、7条3項本人収集の例外、9条外部提供について、9条の2 オンライン結合、15条開示請求について、27条不服申立てについて「審議会への諮問等」が規定されています。

又、県への照会回答で市は鎌ヶ谷市の審議会の機能は①個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い制度の立案・改善等に関し意見を述べる②条例の個別の

事案についての運用に関し意見を述べる。(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限など)③開示等の決定に対する審査請求について実施機関の諮詢に対し答申を行う。ガあると答えています。

しかし国の個人情報保護法やガイドラインでは、「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限って審議会に諮詢できる」「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について類型的に審議会等への諮詢を要件とする条例を定めることは許容されない」と。

*ガイドラインに従うと審議会によって具体的に個人情報の保護を図っていこうとすることが出来なくなってしまいます。

日弁連は批判(11/16 意見書)します。「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の役割を制限することは地方自治・住民参加・情報公開の理念に反する。個々の地方公共団体で審議する事項については当該自治体がみづから定めるべきことであり、個人データの流通をことさら阻害するものでないならば法律によって制限する合理性はない」と。

すべからく自治体の持っている個人情報(ビックデータ)を自由に利活用させるため、“個人情報保護のためにそれぞれの自治体で実施している施策”を「許さない」のでは何のための個人情報保護法、条例なのか?

デジタルリビックデータの一元管理と利活用が果たして誰のためのものなのか?どう見ても住民一人一人の利益のための法令になつてはいないように思われます。

1%のグローバル企業のために各自治体の「地方自治」を壊してもいいものなのかな大いに疑問です。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 047-445-9144

*これまでの活動は HP の「活動報告」を見てください。